

話題のニュース

マイナンバー制度の導入について



昨年末までに個人宛てに通知カードが郵送され、いよいよ今年度からマイナンバーが順次利用されます。特定個人情報は、マイナンバー法で限定的に明記された場合を除き、利用・提供することはできません。また、取得した情報は滅失または毀損することなく適切な管理を行い、法令で定められている保存期限を経過した場合は、できるだけ速やかに廃棄しなければならないなど注意すべき点がありますので、今回はそのポイントを説明します。

1 特定個人情報の利用・提供

(1) 利用期限

個人番号の利用範囲は限定されているため、その利用範囲を超えて利用目的を特定・通知しないようにしなければなりません。なお個人番号の利用目的については、本人の同意を得る必要はありません。

(2) 個人番号の提供の要求

個人番号関係事務実施者である事業者は、個人番号関係事務进行处理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができます。

(3) 特定個人情報の提供制限

事業者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。例えば、従業員が出向により異動し、他の事業者が給与支払者になった場合、事業者間で個人番号の受渡をすることはできません。他の事業者は従業員本人から直接個人番号の提供を受けなければなりません。

2 マイナンバーの安全管理措置

特定個人情報を取扱うすべての事業者は各種の安全管理措置を講じなければなりません。

(1) 組織的安全管理措置

マイナンバーを取扱う事務取扱担当者を明確にし、担当者以外は取り扱わないようにしなければなりません。

(2) 物理的安全管理措置

特定個人情報の漏えい防止のために、特定個人情報を取扱う事務の実施区域及び情報システムを管理する区域を区分し、明確にする必要があります。(具体的には間仕切りの設置、管理区域への入室制限等が考えられます。)

(3) 技術的安全管理措置

情報システムを利用して個人番号を取扱う場合は、適切なアクセス制御等が必要となります。

(4) 人的安全管理措置

個人番号を適正に管理するためには、事務取扱担当者の理解が重要であり、定期的な研修の実施や情報の共有等を図るために、責任者は事務取扱担当者への教育・監督をしなければなりません。

※安全管理措置については、中小規模事業者に対しては特例が用意されていますのでご確認ください。

3 マイナンバー等の破棄

法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を保管してはいけなくとされています。また、保管する場合も保管期間を経過したら速やかに破棄しなければなりません。(例 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書…保管期間7年)

【継続的保管が可能な場合】

- ① 雇用契約等の継続的な契約関係にある場合
- ② 従業員が休職している場合
- ③ 土地の賃貸借契約等の継続的な契約関係がある場合

マイナンバーについて3回にわたり説明してきましたが、ご理解いただけましたでしょうか。平成28年1月から利用が開始されますが、予想しない問題や疑問が発生することが考えられます。これからも随時『ぎおんのす』の紙面で取り上げていきたいと思っております。



(担当：石野)